

内 容 説 明 書

令和３年度青写真焼付その他作業（単価契約）（大阪支社富山地区）

- 1 見積合せ参加条件については、下記のとおりとする。
 - (1) 見積書は各作業種類ごとの単価、各作業種類ごとの単価に予定数量を乗じて得た金額及び合計額を記載して提出すること。
 - (2) 各作業業種ごとの単価見積合わせを執行する前に、あらかじめ、見積書に記載された合計額の低い者から順に２者程度を選定する。
 - (3) 前号により選定された者以外の者は、単価見積合わせに参加できない。
 - (4) 第２号により選定された者については、第１号により提出された見積書をもって各作業種類毎に単価見積合わせを行い、発注者の予定価格の範囲内である場合は決定とし、予定価格の範囲内に至らなかった作業種類については、当該作業種類のみについて再度の見積合わせを行い、単価を決定する。
 - (5) 前号の見積合わせの結果、全ての単価が決定したときは、当該見積者を契約の相手方とする。
 - (6) 作業種類の全部又は一部に係る見積単価が決定単価に至らなかった者であって、それぞれの決定単価で契約を希望する者は、決定単価に至らなかった作業種類に係る単価について発注者と協議を行い、決定単価による契約に合意した場合、契約の相手方として決定し、決定単価と同額の単価を記載した見積書を再度提出する。
- 2 本件契約の相手方となる者は、作業の受注について誠意をもってあたるものとし、受注体制の確保を図るものとする。
- 3 発注予定数量は、予定数量表（別紙１）によるが、必ずしもこの数量に拘束されるものではない。また、契約対象箇所について変更が生じた場合は、別途協議することとする。
- 4 履行期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとする。ただし、令和３年４月１日までに令和３年度予算が成立しなかった場合は、履行開始日は令和３年４月２日以降、予算が成立した日とする。